

品川区五反田バレー魅力発信事業助成金交付要綱

制定 令和元年5月20日区長決定 要綱第233号

(目的)

第1条 この要綱は、IT企業、ベンチャー企業およびスタートアップ企業の集積地として「五反田バレー」と呼ばれている五反田・大崎地域のブランディングおよび五反田バレー地域全体の活性化を図るため、五反田バレーの魅力発信に寄与する事業を実施する企業等に交付する五反田バレー魅力発信事業助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 この助成金は、法人格のある団体および任意団体（以下「団体等」という。）が実施する次項に定める事業に係る経費のうち、区長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、助成対象者に交付するものとする。

2 助成金の対象となる事業は、以下の要件をすべて満たすものとする。

(1) 次のいずれかに資するテーマであること。

ア 五反田バレーにおける創業機運を高めるための事業

イ 五反田バレーに集積するIT企業、ベンチャー企業、スタートアップ企業同士や当該企業と五反田バレー地域の商店街、大学、地域住民等とのネットワークづくりに寄与する事業

ウ 五反田バレーのブランディングに寄与する事業

(2) 新たに実施する事業、または新たな展開を図る既存事業。

(3) 交付決定後から当該年度の2月末日までに完了する事業。

(4) 申請者の責任で、企画、事前準備、実施・運営ができる事業。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付を受けることができる者は、団体等であつて、次に掲げる要件を満たす者とし、所在地は問わない。

(1) 運営に関する規則（定款、規約、会則等）が定められており、かつ、会計処理が適正に行われていること。

(2) 法人事業税および法人都民税または法人道府県民税を滞納していない者。

(3) 品川区に対する使用料等の債務の支払を滞納していない者。

(4) 宗教活動または政治活動を目的としていないこと。

(5) 本助成事業に係る内容と同一または類似する案件等に対して、品川区および他の公的機関（国、都道府県、市区町村、中小企業振興公社等）から助成金等を受けていない者。

(6) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）または会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による申立て等、支援事業の継続について不確実な状況でない者。

(7) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。

(8) 品川区暴力団排除条例（平成24年条例第34号）に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に

定めるもののうち区長が必要かつ適当と認めるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額または助成限度額100万円のいずれか低い額（1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

(助成金の交付・不交付決定)

第7条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査した上で助成金の交付の可否および額を決定し、助成金交付決定通知書（第2号様式）または助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(助成事業の変更等)

第8条 助成金交付決定通知書を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、助成事業の内容を変更し、または、助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業変更（中止）承認申請書（第4号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書の内容について審査し、適当と認める場合には、申請者あてに変更（中止）承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(遅延等の報告)

第9条 交付対象者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに書面を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 交付対象者は、区長の求めがあったときは、助成事業の遂行状況について、指定する日までに書面により区長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付対象者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに領収書（写）等必要書類を添付の上、実績報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、助成事業の成果が助成金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第7号様式）により当該交付対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 前条の規定により助成金額確定通知書を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、指定期日までに請求書（第8号様式）により助成金の交付を区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(助成金の返還)

第15条 交付対象者は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消に係る部分についてすでに助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

(違約金)

第16条 交付対象者は、前条の規定により助成金を返還する場合において、返還すべき助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては、既返済額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約金額（1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。

(検査)

第17条 交付対象者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めた場合または助成事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(関係書類の整備)

第18条 交付対象者は、交付対象となった事業計画に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備し、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、運用に必要な事項は地域振興部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和元年6月1日から適用する。